

○ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成 17 年条約第 1 号）

第三条

- 1 附属書 I に掲げる締約国は、附属書 I に掲げる締約国により排出される附属書 A に掲げる温室効果ガスの全体の量を二千八年から二千十二年までの約束期間中に千九百九十年の水準より少なくとも五パーセント削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書 B に記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って並びにこの条の規定に従って算定される割当量を超えないことを確保する。

○ 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成 20 年 2 月環境省）

1. （1）カーボン・オフセットとは

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

○ 京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）

第 3 章 目標達成のための対策と施策

第 2 節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

（6）国民運動の展開

- ・カーボン・オフセットの取組の普及を進める。

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）

に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。